平成２４年（フ）第５３号
鳥取県西伯郡南部町北方2694番地
債務者　青砥　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２４号
鳥取県米子市河岡516番地20
債務者　竹内　孝広
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７８４号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番92―201号
債務者　秋山　孝子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１７号
広島市南区向洋大原町６番11号
債務者　細馬かおり
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
福岡県大川市大字下八院260番地
債務者　田中　繁徳
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市甲突町19番20―802号
債務者　塚本　信也
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目15番11号
債務者　大平　龍次
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７０号
鹿児島県霧島市国分福島３丁目６番６―301号　ヤマモトビル
債務者　川原　　愛（旧姓柿木田）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
鹿児島県霧島市福山町福山6712番地
債務者　久米村久美子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
北海道沙流郡日高町富川西６丁目1101番地の３
債務者　加藤　良太
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
北海道沙流郡日高町富川西６丁目1101番地の３
債務者　加藤　朋美（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
北海道小樽市石山町11番２号、住民票上の住所北海道小樽市天神１丁目18番４号
債務者　高橋　昭彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１５号
北海道余市郡余市町入舟町446番地、前住所北海道余市郡余市町黒川町２丁目13番地
債務者　乾　　智一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道小樽市緑１丁目３番25号
債務者　菅原　喜代
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２１号
北海道小樽市潮見台２丁目３番４号、前住所北海道小樽市花園２丁目４番９号
債務者　山田　和男
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市音羽町１丁目13番５号　菊花荘２―１階
債務者　深川八重子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２０７号
秋田市手形山西町４番１―102号
債務者　依包　則和
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部